

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 5 年 5 月 31 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

自動体外式除細動器（AED）の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

自動体外式除細動器（AED）一式（AED77台、納入、設置、調整、保守等一式）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和 5 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日まで

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、1 月当たりの借入代金とすること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5 年度から令和 7 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 高度管理医療機器等販売・貸与業許可を有する者であること。

(3) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 愛媛県内に事業所を有し、借入機器に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 4 (3) アに掲げる提出期限の日から開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912-2951

(2) 入札書の受領期限

令和5年6月28日(水) 午前10時

(3) 入札説明書の交付方法

令和5年5月31日(水)から同年6月8日(木)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県ホームページにおいて公表する。

(4) 入札書の提出方法

持参又は郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(5) 郵便による入札の取り扱い

郵便による入札の場合は、入札書は令和5年6月27日(火)午後5時15分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

(6) 開札の日時及び場所

令和5年6月28日(水) 午前10時

愛媛県庁第一別館10階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類(入札仕様確認書)等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。当該書類は、持参又は郵便により提出すること。

なお、知事からの当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限

令和5年6月15日(木) 午後5時15分

イ 受付場所

3 (1) に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。